

## 平成 29 年度債権管理条例に基づく債権放棄に関する報告について

平成 29 年度債権放棄一覧表

区分	債権の名称	債務者数	金額 (円)	適用号	所管局・課
一般会計	身体障害者福祉資金貸付金	1	4,835,000	第 2 号	健康福祉局 障害企画課
	小売市場貸地料	1	13,136,999	第 3 号	経済局 地域産業支援課
	小売市場貸地料延滞金	1	905,396		
	小売市場民営化推進補助金返還金	1	40,026,235		
	市営住宅使用料	2	2,819,100	第 2 号	都市整備局 市営住宅管理課
	市営住宅共益費	2	89,960		
	学校給食センター収入	1,106 (※)	63,900,053	第 2 号	教育局 健康教育課
	学校給食牛乳代替飲料提供事業利用者負担金	1	5,964	第 2 号	
企業会計	医業収益	2	71,815	第 1 号	市立病院
		86	5,674,350	第 2 号	医事課
合 計		1,203	131,464,872		

※児童生徒ごとに管理をしており、債務者数による把握が困難なことから、児童生徒数を記載。

〈参考〉仙台市債権管理条例（抜粋）

第 6 条 市長等は、非強制徴収債権（第 2 号に掲げる場合にあっては、時効による消滅について時効の援用を要する非強制徴収債権）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る非強制徴収債権を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項本文その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき
- (2) 時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない旨の意思を表示したときを除く。）
- (3) 令第 171 条の 5 の規定により徴収停止をした場合において、当該徴収停止をした日から相当の期間を経過してもなお履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき
- (4) （略）
- (5) （略）

2 市長は、前項の規定により市長等が非強制徴収債権を放棄したときは、その放棄した日の属する年度の翌年度に、その旨を議会に報告しなければならない。